

奥只見スロープカー事業における新型コロナウイルス感染予防対策実施要領

本要領は、政府の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、当社のスロープカー事業における新型コロナウイルス感染予防対策の基本事項を定めたものである。

緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが遅減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などによりお客様の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間、当社の事業活動に用いられるべきものとして、現時点における具体的取り組みを整理したものです。

1. 山麓・山頂における対策

- アルコール性手指消毒剤の設置。
 - 1) 山麓 : 駅舎入口
 - 2) 山頂 : 待合所内
- お客様に対する手洗い、手指消毒及び咳エチケット(マスク着用を含む)や会話を控えることの励行、アルコール性手指消毒剤の設置場所の周知徹底を図るため、以下の箇所に掲示物の掲示。
 - 1) 山麓 : 駅舎入口
 - 2) 山頂 : 待合所内
- お客様と従業員が対面する山麓駅舎内のカウンターにおける飛沫感染防止のための仕切り(アクリル板・透明ビニールカーテン)の設置。
- 発券機周辺および乗車において、お客様同士の一定距離(2メートルを目安)の確保。
 - ・口頭および掲示物による周知
- 山麓駅舎・事務所の換気(換気設備の適切な運転、可能な際の窓の開放等)。
 - 1) 山麓駅舎 : 入口扉の常時開放
 - 2) 事務室 : 一時間毎に窓を開け換気する
- お客様の手が触れる場所(発券機、テーブル、イス、ドアノブ、手すり、事務室カウンター、ベンチ、パンフレットスタンドなど)の清拭消毒(一往復毎を目安に適宜)。
- 感染予防の観点から、健康状態の優れないお客様の乗船を見合わせて頂く告知を掲示する。
- お客様からの申出に基づき、非接触体温計による検温を実施する旨の告知を掲示する。

2. スロープカー内における対策

スロープカー内では「三つの密」の回避の観点から、不特定多数の乗客が利用する場所において、以下の感染防止策を講じる。

- スロープカー乗車定員を50%とする。
 - ・一号車：10名　二号車：10名
- スロープカー内の営業開始前(お客様の乗船前)の一斉清拭消毒。
- お客様の手が触れる場所(イス、ドアノブ、窓ガラス、吊革など)の定期的な清拭消毒。
 - ・片道毎に実施
- スロープカー内の換気(換気設備の適切な運転)。
 - ・停車中は乗降口扉を開放する
- 操作スイッチ、マイクの業務中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。また、業務に必要な道具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な道具については、共有を避ける。共有する道具については、頻繁に清拭消毒を行う。
- 制服等の衣類はこまめに洗濯する。

3. 従業員に対する感染防止対策

- 出勤前に従事者が実施した検温結果を聴取する。
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無を確認する。
- 上記より、体調の思わしくない者は直ちに帰宅させ、自宅待機で経過観察を行う。
- 従事者が勤務中に具合が悪くなった場合は、直ちに帰宅させ、自宅待機で経過観察を行う。

(受診・相談の判断の目安)

- ア 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ウ 妊娠中の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- エ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- 通勤バスによる通勤に際しては、マスクの着用や咳エチケット、私語をしないこと等を徹底する。

- 乗務・接客中はマスクを着用することとし、特に密室内における必要な指示・連絡は最小限とし、乗客や他の従業員と可能な限り、2メートルを目安に距離を保ち、手洗い、手指消毒を徹底する。
- 石けんやアルコール性手指消毒剤などを配置し、始業時・休憩後を含め、定期的かつ正しい方法での手洗い、手指消毒を徹底する。
- 朝礼などは、大人数が一度に集まらないようし、必要最小限の時間で行う。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。
- ゴミはこまめに回収し、ビニール袋に密閉する。旅客船内等においてゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に手洗い等を徹底する。
- 部外者の立ち入り人数を必要最小限とし、熱や症状の有無を確認するとともに、マスク着用など従業員に準じた感染防止対策を求める。

※本要領については 2020 年 5 月 31 日現在の取り組みであり、これからの中止状況等により内容を変更する場合があります。

以 上